

令和5年11月10日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する
診療報酬明細書の記載等について」等の一部訂正について

日本医師会から、標記に関して、下記のとおり連絡がありました。

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等につきましては、令和5年9月29日で、ご連絡申し上げたところであります。

今般、厚生労働省より、当該通知の一部訂正に関する事務連絡が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。(区イ 70歳未満 入院レセプトの負担金額の訂正)

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

■ 9月28日通知の記の5「療養の給付」欄について」の記載例(2)について、以下のとおり訂正する。

(2) 入院の場合2 特記事項：区イ 70歳未満

公費①：治療薬補助(※)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：40,000点
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬：9,400点

※ 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の3割が入院補助の所得区分における自己負担限度額(162,400円)を超えないため治療薬補助を適用する。

療養の給付	保険	請求点	※ 決定点	負担金額 円
		49,400		
	公費①		点	円
		9,400		9,000
	公費②		点	円

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001